

## 【資料2】

### 令和6年度職業訓練受講促進事業広告業務委託仕様書

#### 1 目的

本県が実施する各種職業訓練や関連する給付金制度の情報を広く県民へ周知するため、より効果的なチラシ及びポスターの作成・掲示を行うとともに、SNS広告やweb広告等を活用することで県立技術専門校ポータルサイト（令和6年5月公開予定）への誘導を図る。

#### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### 3 本事業の対象者

##### (1) 特定職業訓練促進給付金（※）に関する広報活動

給付金制度の対象である介護・建設・製造及びIT関連分野の業界への就職を検討している県内在住の若年から壮年期層（20～40歳代）とするが、その中でも、ハローワークの窓口等での積極的な就職活動を行っていない潜在層を対象とする。

（※）制度の概要は、県公式webサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号71824）によりご確認ください。

##### (2) 県立技術専門校が行う各種職業訓練に関する広報活動

離職者訓練向けのSNS等広告については、再就職先として検討している業界を問わず、県内在住の若年から壮年期層（20～40歳代）の求職者を対象とする。

学卒者（高卒者）訓練向けのSNS等広告については、県内在住の高校生を含む若年層（15歳～20歳代）に加え、高校新卒者の保護者世代である県内在住の40～50歳代を対象とする。

#### 4 業務委託内容

##### (1) 特定職業訓練促進給付金制度に関するチラシ及びポスターの作成・配布

制度について説明・周知するためのチラシ及びポスターを作成する。また、対象者の目にとまりやすいよう、公共施設や公共交通機関、イベント会場など、効果的な掲示先について提案すること。

なお、チラシ及びポスターの必要部数等については、以下のとおり。

項目	必要部数	仕様詳細	掲示時期
チラシ	4,600部	A4両面カラー コート90kg	令和6年7月中旬～
ポスター	340部	A2片面カラー コート90kg	

(2) 特定職業訓練促進給付金制度に関するSNS等による広告の出稿

ア 対象者の目にとまりやすい効果的な広告バナーを1件以上作成し、SNSやweb検索サイト、YouTube等へ広告を出稿することで、潜在層への制度周知を行う。

イ 上記アによる広告期間は、令和6年7月上旬から令和7年3月15日までとする。

ウ 上記アによる広告のリンク先は、次のとおりとするが、県立技術専門校ポータルサイト公開後はURLを変更するため、県が別途指定する。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/71824>

エ その他、フリーペーパーやテレビCMでのPRなど、効果的な広報媒体がある場合は提案すること。

オ なお、上記広告・広報の媒体、広告手法及び頻度のほか、目標とするクリック数等を提案すること。

(3) 各種職業訓練に関するSNS等による広告の出稿

ア 対象者の目にとまりやすい効果的な広告バナーを作成し、SNSやweb検索サイト、YouTube等へ広告を出稿することで、県立技術専門校ポータルサイトで紹介する職業訓練の開講情報等について周知を行う。

イ 上記アによる広告期間は、令和6年7月上旬から令和7年3月15日までとする。

ウ 上記アによる広告のリンク先(一例)は、次のとおりとするが、県立技術専門校ポータルサイト公開後はURLを変更するため、県が別途指定する。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80985>

エ 作成する広告バナー件数は、学卒者訓練向けとして1件以上、離職者訓練向けとして4件以上とする。

オ なお、上記広告・広報の媒体、広告手法及び頻度のほか、目標とするクリック数等を提案すること。

(4) その他の業務

ア (1)～(3)の各業務の進捗、成果管理を行う。

イ (2)～(3)の各業務でリスティング広告を行う場合、検索ワードについては、委託者と受託者とで別途協議のうえ決定する。

ウ (2)～(3)の各業務について、広告媒体ごとに随時アクセス解析を行い、月1回以上の分析及び見直しを行う。また、必要に応じて委託者と受託者とで協議のうえ、広告方法の一部を変更する。

(5) 共通事項

ア 工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表及び各業務担当者一覧を提出すること。

イ 開始日時等

契約締結後速やかに、各種広告の掲示・出稿開始日や成果物の納品日等について、県と事前協議を行うものとする。

ウ 業務報告

次に掲げる区分に従い、実績等の報告を行うこと。

(ア) 月次報告

- ・内 容：業務の進捗状況、実績（広告件数、インプレッション数、クリック数など）
- ・提出期限：翌月10日まで（令和7年3月分は同月31日まで）

(イ) 実績報告

- ・内 容：実施業務の内容、実績（広告件数、インプレッション数、クリック数など）、成果及び課題等
- ・提出期限：令和7年3月31日まで

5 成果目標

本事業における目標値は次のとおりとする。

特定職業訓練促進給付金の利用者 70人以上

6 県との協議、関係機関との連携

(1) 事業計画の詳細について、県と協議しながら実施すること。

(2) 事業の実施にあたっては、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部等の就業支援機関、県内市町村、子育て支援機関、民間訓練実施機関等の関係機関との連携を図ること。

7 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

ただし、求職者等への直接給付（ノベルティグッズ等の配布を含む）に係る経費は対象外とする。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他

いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

## 8 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。
- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。